

へき地医療拠点病院運営事業

1 目的

へき地医療拠点病院において、無医地区及び準無医地区を対象として、巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等を行い、へき地における住民の医療を確保する。

2 補助対象

へき地医療拠点病院の開設者

3 補助金交付額の算定方法

- (1) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
医療活動費	1 か所当たり次により算出された額の合算額 へき地医療活動経費 (1) 巡回診療等従事者経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数 (2) 巡回診療等自動車経費 3,700円×延日数 (3) 代診医等派遣経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数	無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、謝礼金、旅費（研究費に計上したものを除く。）、備品費（単価50万未満の備品に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。）、消耗品費（伝送装置経費に計上したものを除く。）、材料費、印刷製本費、光熱水料、借料及び損料（伝送装置経費に計上したものを除く。）、社会保険料、雑役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。）、燃料費、委託費、公課費
研究費	1 か所当たり次に定める額 医療活動年間延日数 150日以上 414,000円 75日以上150日未満 310,000円 50日以上 75日未満 207,000円	学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費（学会出席旅費）
研修費	1 回当たり 56,000円	へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な次に掲げる経費 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費
医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円未満の医療用に限る。）、材料費（医薬品費、診療材料費）、雑役務費（医療機器修繕料）
伝送装置経費	1 か所当たり次により算出された額 静止画像等伝送装置 ア へき地医療拠点病院診療支援システム (912,810円+76,420円)×稼働月数 イ へき地診療所診療支援システム (456,400円+38,210円×導入へき地診療所数)×稼働月数	静止画像等伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 報償費（へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。）、備品費（単価50万円未満に限る。）、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費（修繕料等）、委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。）
総合的な診療能力を有する医師育成関係経費	1 か所当たり 2,253,000円	総合的な診療能力を有する医師を養成する事業に必要な次に掲げる経費（指導を受ける医師に係る人件費・旅費を除く。） 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、社会保険料